



# 雷保護設備の最新動向

## JIS Z 9290-3:2019



- ・わが国の避雷設備は、建築基準法第33条に基づき、高さ20mを超える建築物への設置が義務づけられている。
- ・令和6年3月8日に建築基準法に基づく告示（国交省告示第151号）が公布され、JIS A 4201:2003（1992）に基づき設計施工していた避雷設備の構造方法が、約20年ぶりに更新される。
- ・施行時期  
2025年4月1日
- ・構造基準  
JIS Z 9290-3:2019
- ・経過措置  
JIS A 4201による建築確認済証を得ている建築物に関しては、2026年3月31日までに工事着手が必要（1年以内に工事着手）

### 建築確認申請と建築確認済証の交付

- ・2025年3月31日までは、JIS A 4201:2003（1992）による建築確認済証の交付
- ・2025年4月1日以降は、JIS Z 9290-3:2019による建築確認済証の交付となる
- ・既存建築物の多くは2025年4月1日以降既存不適格建築物となる

#### 既存建築物と既存不適格建築物

建築物の構造基準	2025年3月31日まで	2025年4月1日以降
JIS A 4201:1992※ <sup>1</sup>	既存建築物※ <sup>2</sup>	既存不適格建築物※ <sup>3</sup>
JIS A 4201:2003		
JIS Z 9290-3:2019		竣工後、既存建築物※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup>: JIS A 4201:1952～1992による建築物 ※<sup>2</sup>: 現行法に適合した建築物  
 ※<sup>3</sup>: 法改正以前の建築物で改正後の新しい規定に適合しなくなった建築物

エースライオン株式会社 <http://www.ancelion.co.jp>